

# 埼玉県立歴史と民俗の博物館 会計年度任用職員募集について

次のとおり会計年度任用職員を募集しています。（産休代替職員2名となります。）

## 1 職務内容

- ・ 歴史と民俗の博物館 学芸業務補助①
- ・ 歴史と民俗の博物館 学芸業務補助② 任期が異なります。

## 2 応募資格

- (1) 年齢・性別・学歴は問いません。
- (2) 学芸員資格を有する方
- (3) 国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

※地方公務員法第16条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 3 勤務条件

- (1) 任用期間

歴史と民俗の博物館 学芸業務補助①

令和8年4月1日から令和8年4月15日まで（予定）

歴史と民俗の博物館 学芸業務補助②

令和8年5月1日から令和8年8月20日まで（予定）

- (2) 勤務日数・勤務時間

原則週5日・週29時間（土曜日、日曜日、祝日の勤務もあります。）

※休憩時間：正午～午後1時（60分）

※勤務日・勤務時間の割り振りについては館長が指定します。

- (3) 休暇

年次休暇は勤務日数等に応じて付与されます。その他は県の規定によります。

(4) 報酬

月額165,700円～196,500円

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

(5) 交通費

別途支給（県の規定によります。）

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(6) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険あり

(7) 勤務地

埼玉県立歴史と民俗の博物館

所在地：〒330-0803 さいたま市大宮区高鼻町4-219

(8) その他

地方公務員法の以下の規程について、遵守する義務が課せられます。違反した場合は懲戒処分、分限、失職等の対象となる可能性があります。

（サービスの根本基準、サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限（フルタイムに限る））

## 4 応募方法

(1) 応募締め切り

令和8年3月1日（日）必着

(2) 応募方法

履歴書提出：写真付。市販の履歴書可。メールアドレス明記。電話番号は必ず連絡が取れる番号を記載してください。

（メール、郵送、持参いずれも可。「令和8年度会計年度任用職員応募・学芸事務補助①」または「令和8年度会計年度任用職員応募・学芸事務補助②」のいずれかを必ず明記してください。履歴書は採用に関するものみに使用し、返却はしていません。）

(3) 選考方法

面接：令和8年3月3日（火）～3月10日（火）の間を予定していますが、具体的な日時は後日お知らせします。

## 問い合わせ先

所在地：〒330-0803 さいたま市大宮区高鼻町4-219

担当：歴史と民俗の博物館 副館長 森内 優子

電話：048-645-8171

メール：m410890@pref.saitama.lg.jp